

# 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護 重要事項説明書

＜令和6年4月1日 現在＞

## 1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 0568-93-1310（午前9時～午後6時まで） 担当 生活相談員  
 ※ご不明な点、なんでもお尋ねください。

## 2 ショートステイ あさひが丘の概要

### (1) 提供できるサービスの種類

短期入所生活介護サービス、介護予防短期入所生活介護サービス及び付随するサービス

### (2) 施設の名称及び所在地

施設名称	ショートステイ あさひが丘
所在地	〒480-0304 愛知県春日井市神屋町1306番地1
施設長名	若月 剛治
介護保険指定番号	2372502043

### (3) 施設の職員体制

職種	人数	業務内容
管理者	1名	サービス管理全般
医師	1名以上	診療・健康管理等
生活相談員	2名以上	生活上の相談
看護職員	3名以上（常勤換算）	医療・健康管理等
介護職員	37名以上（常勤換算）	日常介護・支援業務
管理栄養士	1名以上	栄養管理等
事務員	1名以上	事務管理等
機能訓練指導員	1名以上	機能訓練指導等

※・・・ユニット毎にユニットリーダーを配置、日中についてはユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を、また、夜間及び深夜においては、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置する。

### (4) 施設設備の概要

併設利用型（ユニット毎） 空床利用型	20名（10名） 特別養護老人ホームの定員100名以内
居室	①全室個室：20室 ②全室トイレ・洗面所 完備：各20個
共同生活室(※)	2箇所(ユニット毎に設置)
医務室	1室（2階に設置）
談話コーナー	10箇所（2階・3階・4階の合計数）
浴室	一般浴槽と特殊浴槽を各階に設置。

※ 1・・・共同生活室は、従来の食堂と機能訓練室を兼ねます。

※ 2・・・スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、又は調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び、延焼の抑制に配慮した構造です。

※ 3・・・非常放送設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活

動が可能です。

※ 4・・・避難口の設置、搬送が容易に行えるのに十分な幅を有する避難路の確保等により、円滑な非難が可能な構造です。

### 3 サービス内容

担当の介護支援専門員が立案した居宅サービス計画（ケアプラン）に従い、下記のサービスを提供します。尚、利用期間が連続して4日間以上の場合、事業者は、日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画」（ケアプラン）に沿って「短期入所生活介護計画」を作成します。

- ① 食 事・・・朝食 7:00～9:30頃  
昼 食 12:00～14:00頃  
おやつ 15:00～  
夕 食 18:00～20:00頃  
以上の他、水分補給のための湯茶等のサービスがあります。  
原則、共同生活室においてご利用いただきます。
- ② 入 浴・・・連続7日間のご利用で2～3回入浴していただけます。ただし、利用者の状態に応じ、特別浴または清拭となる場合があります。
- ③ 介 護・・・施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。  
着替え、排泄、食事等の介助、おむつ交換（当方指定のものを使用、希望のものがあれば持ち込みも可能です。）、体位変換、シーツ交換（週1回）、施設内の移動の付き添い等
- ④ 健康管理・・・当施設では、看護職員等により、又は医療機関との連携により24時間の連絡体制を確保し、健康上の管理等を行います。

当施設では、嘱託医師（内科・精神科）により、適宜診察などを行い健康管理に努めます。

（嘱託医師）

所属医院 春日井リハビリテーション病院

診察課 内科

診察日 毎月4回

また、緊急時必要な場合には主治医あるいは協力病院（下記の通り）に責任をもって引き継ぐようにいたします。

協力病院名（所在地）

- ・春日井市民病院（春日井市鷹来町1-1-1）
- ・東海記念病院（春日井市廻間町703-1）
- ・名古屋徳洲会総合病院（春日井市高蔵寺町北2-52）
- ・ひばりクリニック（春日井市桃山町2-281-2）

- ⑤ 緊急時の対応・・・体調の変化等、緊急の場合は緊急連絡先に連絡します。
- ⑥ 安全管理・・・防災、避難訓練等設備を含め安全面に常時配慮しています。
- ⑦ 処方食の提供・・・当施設では、通常のメニューの他に医療上必要な場合等のために処方食の提供をいたします。詳しくは職員にお尋ねください。
- ⑧ 特別メニューの提供・・・寿司など特別メニューを設定することがありますが、その際には別途費用負担が必要になります。
- ⑨ レクリエーション・・・当施設では、日々のクラブ活動の他、種々の行事が行われます。行事によっては、別途参加費がかかるものもございます。詳しくは、その都度ご説明のうえご承認をいただきます。
- ⑩ その他のサービス・・・（ア）理美容サービス：当施設では理美容サービスを実施しております。料金は別途かかります。  
（イ）その他のサービス：介護保険の適用を受けられないサービスについてはその都度お申し出を受け、ご相談させていただきます。費用は、実費となります。

※・・・上記のサービス提供に際しては、ユニットケアの利便性を考慮いたしますので、ご理解・ご協力ください。

#### 4 利用料金

##### (1) 料金

※・・・別紙の通りです。

##### (2) 支払方法

翌月 18 日頃に、前月分の請求書を送付致します。

お支払い方法は、窓口入金 of 煩雑さを解消すべく、指定口座より引き落としとさせていただきます。ご利用の翌月の 28 日に利用者の通帳より引き落とされます。

但し、預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書を提出いただいてから引き落としの手続き完了まで時間がかかる場合があります。その際は、振込料ご負担の上、指定口座までお振込みください。

また、残高不足につき引き落としができなかった場合については、本来の引き落とし月の翌月の 28 日に再度引き落としがかかります。

それ以降については振込料ご負担の上、指定口座までお振込みください。

振替日 翌月 28 日（土・日・祭日の場合は翌営業日）

##### (3) 料金の変更等

介護保険関係法令の改正等により料金に変更になる場合は、事前にお知らせいたします。

#### 5 サービスの実施地域

##### ① 春日井市全域

##### ② 小牧市の以下の地域

（大草、大草一色、大草洞上、大草北、大草東、大草南、大草西、大草中、大草藤助、大草太良、大草七重、光ヶ丘、城山、桃ヶ丘、高根、篠岡、古雅、野口違井那、野口友ヶ根、野口高畑、野口柿花、野口島ノ田、野口中田、野口惣門、野口定道、野口、池之内、池之内赤堀、池之内道木、大山、林野原、林新外、林南、林中、林、林北、林西、本庄、小松寺）

#### 6 サービスの中止

(1) 利用者は、事業者に対して利用開始予定日の前日の 17 時までに通知することにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。

(2) 利用者が利用予定日の前日 17 時までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して本説明書別紙に定める 1 日分の利用料の一部を請求することができます。この場合の料金は、4 の利用料金の支払いと合わせて請求いたします。

#### 7 利用中の中止

(1) 利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を元に計算します。

※ 以下の場合に、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・ 利用者が中途退所を希望した場合
- ・ 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・ 利用中に体調が悪くなった場合
- ・ 他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

#### 8 サービスの利用方法

##### (1) サービスの利用申込

まずは、お電話等でお申込下さい。ご利用期間決定後、契約を締結します。「居宅サービス計画」の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

##### (2) サービス利用契約の終了

###### ① 利用者のご都合で退所される場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文章でのお申込により、いつでも解約できます。この場合、その後の契約は無効となります。

###### ② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者が他の介護保険施設に入所した場合…その翌日
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合は、所定の期間の経過をもって退所していただくことになります。…非該当となった日
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合…その翌日
- ・ 最終利用日より2年間利用がなかった場合…その翌日

③ その他

- ・ 利用者が、サービス利用料金の支払いを支払期限までに支払うことがなく、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが、当施設や当施設の従業員に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、退所していただく場合がございます。この場合は、契約終了10日前までに文書で通知いたします。
- ・ 利用者が最終利用日以降、病院または診療所に入院され、退院後に再度利用を希望される場合は、お申し出ください。
- ・ やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了する場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
- ・ 上記①から③による退所が行われ、契約が終了した場合であって、利用者のやむを得ない事由によりその契約終了日の翌日以降ホームを利用することとなるときは、その利用に要する実費を請求します。

## 9 情報提供

利用者の入所・退所・転院などを円滑なものにするために、利用者やご家族についての情報を、身元引受人等の承諾の上、関係機関に提供させていただくことがあります。

提供させていただく情報は、利用者の病状、心身状態、生活状況、ご家族の状況などです。

情報提供先は、次のとおりです。①利用者が医療機関に受診又は入院する場合・・・入院先の医療機関等

## 10 当施設のサービスの特徴

当法人の理念は「共生」です。この法人理念の下、私共は、老若男女各々が培った知恵・経験等を共有し、補完し合うことで社会が成り立っていることを理解、ノーマライゼーションの考えに立ってサービスを提供することで、利用者・家族・地域の方々が安全、安心そして将来に希望を持って暮らせる街づくり、社会づくりに貢献することを旨として取り組んでいきます。

## 11 緊急時の対応方法・利用者本人の相談等について

### (1)連絡

利用者に容態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずる他、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

また、緊急連絡先等に変更が発生した場合は、速やかにお知らせください。

### (2)緊急対応

お年寄り健康に見えても突然容態が変わることがありますが、施設では通常夜勤体制には看護師は配置されておらず、医師も非常勤の配置であるため、緊急やむを得ない場合は、救急搬送などの対応をさせていただきます。

### (3)生活上の安全性について

施設内はほとんどがバリアフリーとなっておりますが、ベッドに寝たきりの病院とは異なり、生活の場としての施設の中はそれぞれのご家庭と変わらない程に危険がいっぱいです。利用者の方に対しては、職員が細心の注意を払って介助させていただきますが、下記の危険性が伴うことを十分にご理解いただきますようお願いいたします。

- ① 常に職員が1対1で付く環境下になく、歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等による骨折・外傷、頭蓋内損傷等、受傷事故が発生する恐れがあります。
- ② 当施設は、原則的に身体拘束を行わないことから、転倒・転落による受傷事故が起きる可能性があります。
- ③ 高齢者の骨はもろく、通常の対応でも容易に骨折する恐れがあります。(例えば、普段の日常生活を送られる中において、知らない内に、圧迫骨折が判明することもあります)

- ④ 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦でも表皮剥離がしやすい状態にあります。
- ⑤ 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても皮下出血がしやすい状態にあります。
- ⑥ 高齢者は嚥下機能が低下しており、誤嚥しやすい状態にあります。

(4)利用者からの相談について

利用者本人から相談や求めがあった際には、職員ができる限り解決できるように努力いたしますが、内容によってはできかねる場合があります。その様な時にはご家族等に連絡させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

(5)病院受診について

施設職員が病院への受診が必要と判断した場合は、身元引受人等へ報告し、病院への駆け付け、受診の付き添いをお願い致します。尚、身元引受人等へ連絡を入れても繋がらなかった場合、職員の判断で受診等の対応をした際は、その対応に異議を述べず、ご協力いただくことをお願いします。

身元引受人等での送迎対応をお願いいたします。

また、入院される場合は、手続き・介添えなどは身元引受人等に対応いただきます。

(6)事故発生時の対応について

- ① 利用者に対する介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、速やかに利用者の身元引受人等関係者に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- ② 施設は、利用者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償をすることとします。
- ③ 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じたときに、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備します。
- ④ 事故発生の防止の為に委員会及び介護職員その他の従業者に対する研修を定期的に行うこととします。

(7)喫煙について

特定の場所を除き、原則、施設建物内での喫煙は禁止ですので、ライター、マッチなどの引火物を持ち込まれないよう、お願いいたします。

(8)政治・宗教・営業活動について

施設内での他の利用者等に対する政治活動・宗教活動・営業活動は固くお断りいたします。

(9)面会について

面会時には、不審者進入防止にご協力いただくため、受付にて所定の手続きを経てください。

(10)貴重品について

ご利用される際に貴重品(貴金属、キャッシュカードなど)を持ち込まれないようお願いいたします。現金の場合、お手持ちの額を1,000円程度に控えて頂くようお願いいたします。

長らくショートステイを使用される場合等、事情により上記に示す金額を超える現金を持ち込まれる場合は、当施設へ申告して下さい。場合に応じて、所定の場所で保管をさせていただきます。その他の貴重品につきましても、予め持ち込みを申告いただき、所定の場所で保管させて頂くか、或いは、持ち帰って頂くかご相談させていただきますので、ご協力願います。

申告頂けない場合、協力頂けない場合、貴重品の紛失等がありましても当施設では責任を負いかねますので、ご理解の程、お願いいたします。

1.2 第三者評価の実施状況

第三者評価は現在行っておりません。

1.3 その他 相談・苦情窓口等について

●ショートステイ あさひが丘 電話 0568-93-1310

当施設以外に、市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けます。

- 春日井市役所 介護・高齢福祉課 電話 0568 - 85 - 6921
- 小牧市役所 長寿介護課 電話 0568 - 76 - 1197
- 愛知県国民健康保険団体連合会 電話 052 - 971 - 4165
- 多治見市役所 介護保険課 電話 0572 - 22 - 1111
- 土岐市役所 高齢福祉課 電話 0572 - 54 - 1111

●尾張旭市役所 長寿課

電話 0561 - 76 - 8144

●名古屋市 健康福祉局介護保険課施設指導担当 電話 052-959-2592

※尚、各保険者により相談窓口が変わりますので、ご確認お願い致します。

令和 年 月 日

短期入所生活介護、もしくは介護予防短期入所生活介護利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基  
づいて重要な事項を説明しました。

**【事業者】**

<所在地> 愛知県春日井市神屋町 1306 番地 1

<名 称> 社会福祉法人春生会

ショートステイ あさひが丘 印

<説明者> 生活相談員

印

私は、契約書及び本書面により、事業者から短期入所生活介護、もしくは介護予防短期入所生活介護利  
用についての重要事項の説明を受けました。

**【利用者】**

<住 所>

<氏 名>

印

**【署名代筆者】**

<住 所>

<氏 名>

印

**【身元引受人・連帯保証人】**

<住 所>

<氏 名>

印